

# 教職員と生徒等との連絡手段に関わる校内規定

北斗市立浜分中学校

## 1. 連絡手段や通信機器に関わる基本的なおさえ

- (1) 学校や職員が、生徒等から電話番号や電子メールアドレス等を取得することは、個人情報を入力することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取り扱いが求められている。本校では、校務運営上必要な場合に限り、必ず校長の許可を得た上で利用することとする。
- (2) 生徒等に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うにあたり、携帯電話や電子メールを活用することは、一定の有効性や利便性がある（保護者不在時に本人の安否確認等を行う際など）ため、校長の許可を得た上で行うことができるが、私的な連絡内容についてはすべてにおいて禁止する。

## 2. 教職員と生徒の電話番号等取得に関する規定

- (1) 取得や提供する情報について
  - ①生徒から取得できる端末の種類
    - ア 固定電話番号
    - イ 携帯電話番号（メールアドレスは不可）
  - ②電話番号等を取得および提供する対象
    - ア 担任する学級の生徒
    - イ 顧問する部活動の生徒
    - ウ 課外活動で引率する生徒（委員会等）
    - エ 進路活動に必要な生徒
- (2) 連絡について
  - ①端末での連絡可能内容
    - ア 授業
    - イ 部活動
    - ウ 緊急連絡
- (3) その他
  - ①卒業等により使用しなくなった生徒の電話番号等は、直ちに削除する。
  - ②個人的な相談については端末では行わず、学校あるいは家庭訪問において複数の教員による直接面談の形で対応する。電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS 等による私的な連絡、相談等については一切禁止する。（タブレット内のアプリ等も含む）

### 【主な端末の種類】

- 固定電話
- 携帯電話（電話番号・メールアドレス）
- スマートフォン
- タブレットを含むパソコン
- 通信機能のあるゲーム端末
- 学校貸与のタブレット
- 音楽プレーヤーなどの情報通信端末
- など

※今後、必要に応じてこの規程を改正する。